

明石市第 5 次地域福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨

地域福祉計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づき、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す計画として策定するものであり、本市では2022 年 3 月に「明石市第 4 次地域福祉計画」を策定し、「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」を基本理念として掲げ、様々な施策や事業に取り組んできました。

2025 年度をもって現計画の期間が終了することに伴い、これまでの取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、市民のみなさんとともに、みんなの笑顔があふれるまちづくりを進めるにあたり、福祉施策の方向性等を示す第 5 次地域福祉計画を策定します。

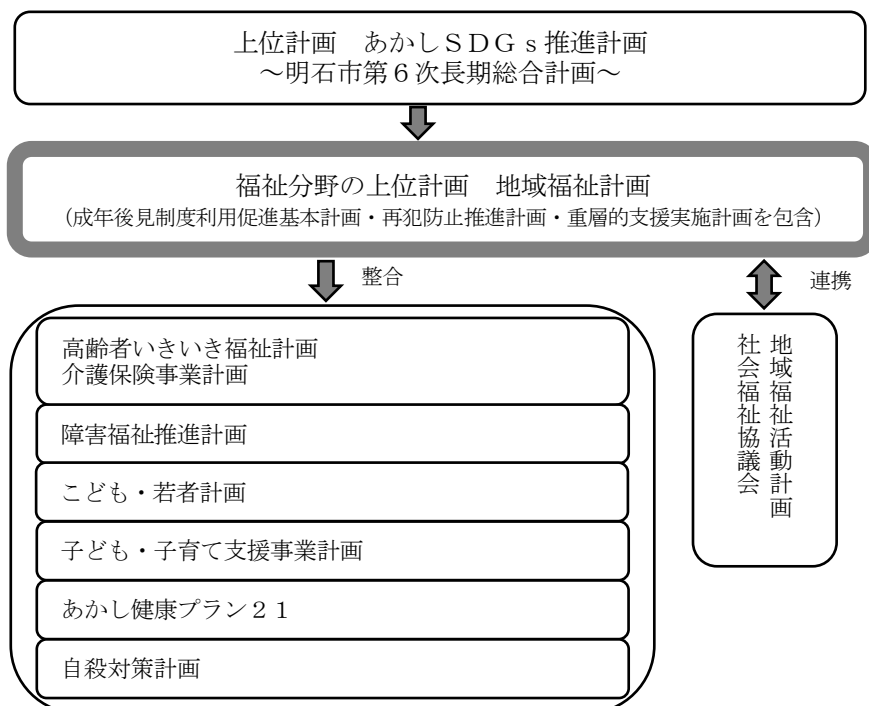
2 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「あかしSDG s 推進計画」を上位計画とし、本市の高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を記載する、福祉分野における上位計画として位置付けます。

また、本計画には成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」及び社会福祉法第 106 条の 5 に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含します。

加えて、明石市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画と一体的な策定を行います。



(2) 計画期間

あかしSDGs後期戦略計画との調和を図る観点から、2026年度から2030年度までの5年間とします。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。

3 スケジュール

2025年～9月	ニーズ調査（アンケート調査、ワークショップ等）の実施
10月	第2回社会福祉審議会 計画素案の提示
12月	文教厚生常任委員会に計画素案を報告 パブリックコメントの実施
2026年 2月	第3回社会福祉審議会 最終案の確定
3月	文教厚生常任委員会に最終案を報告